

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ウガンダ	第二次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	第二次地方給水計画を実施するために必要な 1. 深井戸給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	322,000千円 H17.3.31まで	H16.6.30 カンパラ で (同日)	日本側 伊東喜昭在ウガンダ大使 ウガンダ側 ジェラルド・センダウラ大蔵・計画・経済開発大臣	H17.8.24 848号
ウガンダ	カンパラ市内交通事情改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	カンパラ市内交通事情改善計画を実施するために必要な 1. 道路及び交差点の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	462,000千円 H18.3.31まで	H17.6.23 カンパラ で (同日)	日本側 菊池龍三在ウガンダ大使 ウガンダ側 エズラ・スルマヤ財務・計画・経済開発大臣	H17.8.17 803号
ウガンダ	東部ウガンダ医療施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	東部ウガンダ医療施設改善計画を実施するために必要な 1. 医療施設の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	796,000千円 H18.3.31まで	H17.8.18 カンパラ で (同日)	日本側 菊池龍三在ウガンダ大使 ウガンダ側 エズラ・スルマヤ財務・計画・経済開発大臣	H17.9.21 952号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。